

○埼玉県警察サイバー学生ボランティア運用要領

令和5年4月1日

サ 対 第 9 号

埼玉県警察本部長

埼玉県警察サイバー学生ボランティアの運用について（通達）

対号 令和5年1月31日付けサ対第70号

「埼玉県警察サイバー学生ボラン  
ティアの運用について（通達）」

埼玉県警察サイバー学生ボランティアについては対号通達に基づき運用してきたところであるが、令和5年春の組織改編に伴い、別添要領により運用することとしたから、誤りのないようになされたい。

なお、対号通達は廃止する。

## 別添

### 埼玉県警察サイバー学生ボランティア運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察サイバー学生ボランティア（以下「サイバー学生ボランティア」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) サイバーパトロール インターネット上のホームページ、掲示板等への書き込み等から、違法情報又は有害情報を発見する活動をいう。
- (2) 違法情報 次に掲げる情報及び次に掲げる情報の該当性が相当程度認められる情報をいう。
  - ア わいせつ関連情報 次に掲げる情報をいう。
    - (ア) わいせつ電磁的記録記録媒体陳列（刑法（明治40年法律第45号）第175条第1項）に該当する情報
      - (イ) 児童ポルノ公然陳列（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第7条第6項）に該当する情報
      - (ウ) 売春防止法違反の誘引（売春防止法（昭和31年法律第118号）第5条第3号又は第6条第2項第3号）に該当する情報
      - (エ) 禁止誘引行為（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第6条）に該当する情報
    - イ 薬物関連情報 次に掲げる情報をいう。
      - (ア) 規制薬物の広告（覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第29条の2及び第50条の18並びに大麻取締法（昭和23年法律第124号）第4条第1項第4号）に該当する情報
      - (イ) 指定薬物の広告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第76条の5）に該当する情報
      - (ウ) 指定薬物等である疑いがある物品の広告（医薬品医療機器等法第76条の6第2項

及び第76条の6の2第1項)に該当する情報

(エ) 薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、あおり、又は唆す行為(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第9条)に該当する情報

(オ) 未承認医薬品の広告(医薬品医療機器等法第68条)に該当する情報

ウ 特殊詐欺等の犯罪に悪用されるインフラ関連情報 次に掲げる情報をいう。

(ア) 金融機関の口座売買等の勧誘又は誘引(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第28条第4項、第29条第4項及び第30条第4項)に該当する情報

(イ) 携帯電話又はPHSの匿名貸与契約、無断有償譲渡業等の勧誘又は誘引(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第23条)に該当する情報

エ 無登録貸金業に係る広告(貸金業法(昭和58年法律第32号)第11条第2項第1号)に該当する情報

オ 不正アクセス助長行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第5条)に係る情報及び識別符号の入力を不正に要求する行為(同法第7条第1号)に該当する情報

カ その他生活安全部サイバー局サイバー対策課長(以下「サイバー対策課長」という。)が必要と認めた情報

(3) 有害情報 次に掲げる情報をいう。

ア 情報自体から違法行為(拳銃等の譲渡、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、自殺関与、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等する情報

イ 人を自殺に誘引又は勧誘する情報(集団自殺の呼び掛け等)

ウ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報のうちテロリズムに関するもの

エ 犯罪若しくは違法行為に結び付く、又はそのおそれの高い情報のうちテロリズムに関するもの(テロリズムの実行の呼び掛け、テロリズムの手法の教示、テロリズムのための資金提供の呼び掛け等)について不特定の者に掲載させることを助長する情報

### 第3 呼称

サイバー学生ボランティアの呼称を「サイバースペースガーディアンズ」とする。

### 第4 活動

サイバー学生ボランティアの活動は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) サイバーパトロール

サイバー空間における違法情報及び有害情報の氾濫を抑止するため、サイバーパトロールにより発見した違法情報又は有害情報に関し、インターネット・ホットラインセンター又は関係機関に通報を行うものとする。ただし、人の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれのある犯行予告、爆破予告、自殺予告等の緊急を要する情報を発見した場合は、110番通報をするものとする。

#### (2) 広報啓発活動

サイバー犯罪の被害防止及びインターネット利用時の規範意識向上のため、警察と連携し、防犯キャンペーン等を行うものとする。

#### (3) 教育活動

サイバー犯罪の被害を防止するため、警察と連携し、サイバー空間の実態及び危険性の周知並びに必要な対策に係る講習等を行うものとする。

### 第5 登録

#### 1 手続

サイバー対策課長は、活動を希望する者が2の要件を全て満たしていると認められるとときは、サイバー学生ボランティアとして登録するものとする。ただし、希望者が多数の場合には、登録人数を制限することができるものとする。

#### 2 資格要件

(1) 原則として、埼玉県内に所在する大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置する大学、大学院、短期大学及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。以下同じ。）に在学し、又は、埼玉県内に居住し、埼玉県外の大学等に在学する学生であること。

(2) サイバー空間の防犯活動に意欲及び熱意があること

(3) 心身ともに健康で、人格及び行動が他の模範となる者であり、サイバー学生ボランティアとしての適格性を欠く事情がないこと。

### 3 期間

登録した日から登録を解除するまでとする。

### 第6 解除

サイバー対策課長は、サイバー学生ボランティアに登録した者が次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合は、登録を解除することができる。この場合において、解除は、本人又は本人の代理人に通知して行うものとする。

- (1) 本人から解除の申出があったとき。
- (2) 前記第5の2に掲げる要件のいずれかに該当しないことが明らかになったとき。
- (3) サイバー学生ボランティアの活動に適さない事由があると認めたとき。
- (4) 刑罰法令に触れる行為があったとき。

### 第7 遵守事項

サイバー対策課長は、サイバー学生ボランティアに対して、次に掲げる事項について登録期間中のみならず、登録の解除後にあっても遵守するよう指導するものとする。

- (1) 活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) サイバー学生ボランティアの信用を傷つける行為をしてはならない。
- (3) 個人のプライバシーに関する情報及びメールアドレス等は慎重に取扱い、その保護と秘匿について十分配意しなければならない。

### 第8 研修

サイバー対策課長は、サイバー学生ボランティアに対し、活動に必要な知識及び技能を習得させるため、研修を行うものとする。

### 第9 事務

サイバー学生ボランティアに関する事務は、生活安全部サイバー局サイバー対策課において処理するものとする。

### 第10 その他

この要領に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、サイバー対策課長が別に定めるものとする。